

令和8年3月25日

世田谷区医療的ケア連絡協議会 事務局

令和8年度 医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援について

世田谷区の令和8年度の取組み予定について、以下のとおり報告します。

1 世田谷区医療的ケア相談支援センターHi・na・taの運営（障害福祉部障害保健福祉課）

保護者等に対するワンストップでの相談対応や、病院を退院する際の在宅生活支援プランの作成、施設に対する技術支援、人材育成、災害時個別支援計画の作成支援などを引き続き行う。

2 通所施設への助成（障害福祉部障害保健福祉課・障害者地域生活課）

医療的ケア児の通所施設の確保と安定的運営を図るため、重症心身障害児通所施設及び、医療的ケア児を受け入れている障害児通所施設への補助を行う。

○（障害児）令和7年度：10施設 →令和8年度予定：11施設

○（障害者）令和7年度：3施設 →令和8年度予定：4施設

3 医療的ケアに携わる人材育成研修（障害福祉部障害保健福祉課）

看護師や理学療法士等の医療従事者や、介護職員や相談支援専門員等の福祉従事者、教育関係者、区職員などを対象に研修実施あるいは研修費の一部補助を実施し、医療的ケアに携わる人材の育成を行う。（①から③は、会場とオンラインを活用したハイブリット型を検討）

①在宅医療を支える訪問看護研修（2回を予定）

②看護師等連絡会（1～2回を予定）

③小児訪問理学療法士養成講習会（2回を予定）

④介護職員等の喀痰吸引研修補助（医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助）

（事業所への周知を複数回実施予定）

4 ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の実施

（障害福祉部障害保健福祉課）

（1）医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろう！（5事業程度）

（2）医療的ケア児のための災害時の“つながり”をつくりたい（2事業程度）

（3）医療的ケア児等を対象とする支援事業を新たに始める事業者への支援（1事業程度）

（4）人工呼吸器等を使用している医療的ケア児者へのポータブル電源等の配付（30件程度）

（5）医療的ケア児を預かる障害児通所支援事業所への開設補助（3事業所程度）

5 区立保育園での医療的ケア児の受入れ（子ども・若者部保育課）

医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、令和5年度に5園に拡充した医療的ケア指定保育園で預かりを行い、医療的ケア児とその家族の地域生活支援の向上を図る。

各園1名の医療的ケア児を受け入れてきたが、令和8年度より等々力中央保育園の受入れ枠を2名に拡大する。

6 居宅訪問型保育事業（子ども・若者部保育課）

保護者が就労などのため、保育を必要とする医療的ケアが必要な乳幼児に対し、保育を行う事業者へ運営費を給付する。日中は児童発達支援施設（重症心身障害児施設）と連携して、長時間の預かりを行う。

＊2事業（障害児訪問保育アニー、ほわわびじっと1）利用定員14名

7 区立学校・幼稚園等における支援（教育総合センター支援教育課、乳幼児教育・保育支援課、子ども・若者部児童課）

（1）看護師の配置

区立幼・小・中学校においては、支援を必要とする医療的ケア児に対して、引き続き看護師を配置する。（会計年度任用職員または委託事業者による看護師）また、新BOP学童における医療的ケアの実施について、支援教育課と児童課で連携しながら対応する。

（2）学校等における医療的ケア実施ガイドラインについて

令和6年3月に策定した「学校等における医療的ケア実施ガイドライン」及び「別冊 学校における人工呼吸器に関するマニュアル」に基づき、学校等における医療的ケア児を支援していく。なお、医療的ケアの児童・生徒の状況や医療的ケアの実施内容の変化等を踏まえて、ガイドラインの改定作業を行う。